



法人会だより

瀬戸旭法人会

No.88



C O N T E N T S

写 真 説 明

「年頭のご挨拶」 (公社) 瀬戸旭法人会会長 伊藤 健一…1	
「年頭の御挨拶」 名古屋国税局 課税第二部長 岩田 和之…2	
「年頭の御挨拶」 尾張瀬戸税務署長 佐波 秀真…3	
会の動き (本部) ……………4~6	
〃 (部会) ……………7・8	
〃 (支部) ……………9	
税を考える週間特集	
晴れの受賞おめでとうございます……………10	
納税表彰式……………11	
「命をつなぐ税金」(作文)	
愛知県瀬戸市立幡山中学校 1年 小林みなみ…12	
「プリン売りの納税者」(作文)	
静岡県立静岡東高等学校 1年 立石 桃子…13	
法人会全国大会 (税制改正提言大会) ……………14	
平成30年度愛知県法人会「運営研究会」 三浦 廣久…14	
法人会全国青年の集い「岐阜大会」に参加して 大澤 健一…15	
青少年租税教育事業「税金ウルトラクイズ」 &	
「税金大声コンテスト」 & 「熱気球体験」 毛利 俊英…15	
“有難うございました” (女性部会50周年事業) 水谷 恭子…16	
「時の人」加藤金次郎君……………17	
せと・あさひのむかし話 パート35「てんぐの弾蔵さん」…18・19	
会員サロン「建設業部会創立30周年記念施設見学会を終えて」	
浅野 政司……………20	
会員サロン「趣味で始めたドローン」 奥田 桂良……………21	
社会環境の変化対応は冷静な判断を 海部隆太郎……………22	
国税の窓……………23~26	
県税の窓……………27	
市税の窓……………28	
2019年税のこよみ……………29	
新会員の紹介、組織委員会から一言……………30	
パソコン講座のご案内(企業向け) ……………31	
事務局だより、編集後記……………31	
(広告) 大同生命……………32	
(広告) 瀬戸・尾張旭金融協会……………巻末	



表紙「干支 亥」

提供：ヤマキ電器

写真：フォトスタジオ伊里



「時の人」
加藤金次郎君

年頭のご挨拶

公益社団法人 瀬戸旭法人会

会長 伊藤 健一



新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

日頃は法人会活動にご協力いただき誠に有難うございます。今年は記念すべき年になります。4月末で平成31年が終わり、新天皇のもと、新元号が始まり、昭和は遠くに感じるようになり、平成は過去のものとなります。

時は進み、今は限りなく発達した通信機器の進歩で世界はさらに近くなり、細かな動きが素早く身近に感じるようになりました。

トランプ米国大統領は就任してから、既存のマスメディアを通じず、ツイッターにより自らの意思、考えを伝えています。記者を通さず直接その思いを表現されて、大統領の一挙手一投足が世界を揺るがしています。「自国第一主義」の考え方は今までの共存共栄の考え方が失われて、我々を恐ろしく不安がらせるものであり、昨年末に米中の貿易戦争といわれた、関税問題は周辺国を大変不安がらせました。

安倍政権になって3本の矢を放たれ、6年間で緩やかな景気回復が続き、戦後最長の好景気といわれています。適温経済のもと上昇しているのでしょう。しかし、日本の経済はほぼ一貫して世界経済の拡大に支えられてきたと言われていています。地球上のどこかの火薬庫が暴発しないように願いたいものです。

8年ほど前にはハローワークの窓口があふれていましたが、今では人手不足で外国人労働者をもあてにしなければならない状況になっています。少子高齢化のためと一口では言い切れないものがあるのではないかと、労働意欲、熱意が昔に比べて希薄ではないかと、ゆとり教育で教えた若者たちは少々の苦しみや努力することに耐えられず、自分の時間を楽しむことが最優

先になって、労働という義務が忘れられているように感じる。もちろん一部の若者でしょうが。

さて昨年末、「全国法人会総連合」松崎也寸志専務理事の講演がありましたので一部お伝えします。

法人会は昭和21年宮城県石巻法人会が始まりで、当時は、戦後の混乱期で「徴税強化」に対抗するためだったそうです。その後、申告納税制度に変わり、昭和29年に全国法人会総連合が設立され、政治的活動からは一線を引き中立的立場としての活動目標に変わりました。

昭和46年には中小企業が安心して事業活動をするために、法人会が呼びかけ大同生命と提携し損金処理できる大型保障保険を導入。この保険手数料収入が法人会の運営資金に充てられることとなりました。平成7年のピーク時には41都道県で132万社の会員を数えることとなりました。

なお、大阪国税局管内2府4県は昭和18年に納税協会として設立され、現在に至っています。

法人会は税務当局の支援を受けながら納税意識の高揚に関する事業のほか、中小企業のための税制提言活動を行っています。

国家的、社会的視点から、中立組織として企業の納税意識や公益意識の向上に寄与し、日本経済社会の安定をけん引する目標を持っているのです。

以上が割愛した話の内容でした。

昨年7月に赴任されました、明るくて楽しい尾張瀬戸税務署佐波署長のご指導を受けて法人会活動に頑張りましょう。

よろしくお願いいたします。

年頭の御挨拶

名古屋国税局 課税第二部長

岩田和之



平成31年の年頭に当たり、公益社団法人瀬戸旭法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の管内の経済情勢を振り返りますと、個人消費は回復傾向にあり、生産活動、住宅建設の増加により緩やかではありますが拡大しております。

さらに、経済以外の面に目を向けましても、平昌五輪では愛知県出身の宇野昌磨選手の銀メダルをはじめ、日本としても冬季五輪史上最多記録を更新する13個のメダルを獲得し、2020年東京夏季五輪への弾みとなりました。

また、静岡県とゆかりのある本庶佑氏が、新しいがん治療薬の開発などに貢献したとして、ノーベル医学・生理学を受賞するという大変喜ばしい出来事もありました。

このような中で新しく迎える年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化・ICT化の著しい進展とともに、制度改正が行われるなど、大きく変化しております。

この変化に対して、国税当局といたしましては、ICTやマイナンバーの活用による納税者の皆様の利便性の向上と、税務署の内部事務等の集中処理などの事務運営の最適化を通じて、税務行政のスマート化を目指すことにより、納税者の皆様の信頼の確保に努めるとともに、納

税者の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

貴法人会におかれましても、各企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に向けて、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず一般企業にも配布する取組を実施しております。

この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、国税庁の使命にも合致することから、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

また、本年10月1日から社会保障の充実・安定化を図るため、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

国税当局といたしましては、納税者の皆様に制度を理解していただくとともに導入に向けた準備を進めていただき、自ら適正な申告・納税が行えるよう法人会の皆様に説明会の開催等で御協力いただきながら、着実な周知・広報に努めているところです。引き続き、円滑な実施に向けて取り組んでまいりますので、さらなる御協力をよろしくお願いいたします。

重ねてe-Taxやマイナンバーの普及・定着に多大な御尽力をいただいております。厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御支援・御協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、公益社団法人瀬戸旭法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

年頭の御挨拶



尾張瀬戸税務署長

佐波 秀真

平成31年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

公益社団法人瀬戸旭法人会の会員の皆様には、日頃から税務行政に対しまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私が昨年7月に着任してから半年がたちますが、伊藤会長をはじめ役員並びに会員の皆様にお会いする折に、貴重な御意見を頂くとともに、法人会活動に積極的に取り組まれる皆様の姿を身近で拝見してまいりました。

振り返りますと、貴法人会においては、法人会の基本理念に基づき、税知識の向上や納税意識の高揚を図るため様々な研修・セミナーを開催するとともに、「手縫いぞうきん」「れんらくちょう」の寄贈をはじめとする社会貢献活動、「税金ウルトラクイズ」「税金大声コンテスト」「熱気球搭乗体験」等の地域に密着した地域貢献活動、更に小学6年生に対する「租税教室」へ講師を派遣する租税教育活動など、会を挙げて取り組まれる姿勢は、税務に携わる私どもにとりまして誠に心強いものであります。特に昨年は、女性部会が創立50周年を迎えられ、長きにわたり、積極的な活動をしていただいていることに対しまして、深く敬意と感謝の意を表する次第であります。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化・高度情報化の進展により大きく変化しております。このような状況の中、国税当局といたしましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たしていくために、中長期的に目指すべき将来像を取りまとめ公表しております。

具体的には、ICTやマイナンバー・法人番号の活用による納税者の皆様の利便性の向上と、税務署の内部事務等の集中処理など、事務運営の最適化を通じて税務行政のスマート化を目指すことにより、納税者の皆様の信頼の確保に努めてまいりたいと考えております。

間もなく、平成30年分の所得税等の確定申告が始まります。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やe-Taxを御利用していただき、早期提出と期限内納付をお願いいたします。

更に、消費税率の10%引き上げ及び軽減税率制度が、本年10月に実施されます。

国税当局といたしましては、軽減税率制度の円滑な実施に向けて、事業者の皆様にも制度の内容を十分に理解していただき、自ら適正な申告・納付を行っていただけますよう、着実な制度の広報・周知や丁寧な相談対応に取り組んでまいりますので、貴法人会の皆様にも、御協力よろしくお願いします。

本年は、尾張瀬戸管内においては、第70回全国植樹祭の開催や藤井聡太7段のますますの活躍が期待されるなど、明るい話題が豊富な年です。会員企業の皆様にとっても希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

結びに当たりまして、貴法人会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念いたしますとともに、よき一年となりますようお祈り申し上げ、年頭の御挨拶とさせていただきます。

会の動き

(本部)

H30. 8. 24 決算期別説明会
瀬戸商工会議所 出席者14名 外一般2名



H30. 11. 19 決算期別説明会
瀬戸商工会議所 出席者9名



H30. 9. 3 第2回理事会・組織委員会・4部会合同研修会(女性部、青年部、税研、調査部)・署長講演会
瀬戸商工会議所 出席者58名



H30. 9. 18~20 消費税研修会

瀬戸市文化センター・スカイワードあさひ
出席者197名 外一般2名



H30. 10. 11 第35回法人会全国大会 鳥取市にて 出席者3名



今年は三重県で開催

会の動き

(本部)

H30. 9. 8 瀬戸物まつりに出展



H30. 11. 6 県連 平成30年度 税制講演会 出席者5名

「法人会の役割と税制改正提言について」

講師 松崎 也寸志 氏



H30. 12. 3 県連 平成30年度法人会運営研究会 出席者3名



H30. 12. 17 第3回組織委員会・第2回厚生委員会

瀬戸商工会議所

出席者30名

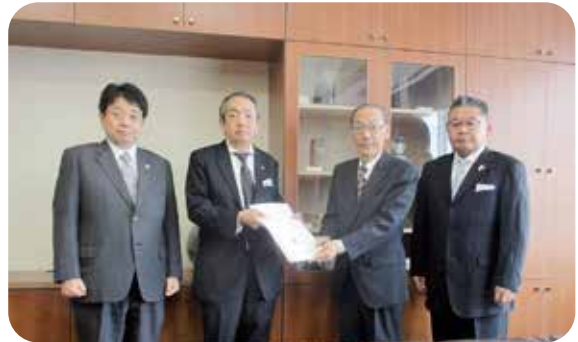


平成31年度 税制改正に関する提言

H30. 11. 7 瀬戸市長 伊藤 保徳 氏



H30. 11. 7 瀬戸市議会議長 長江 公夫 氏



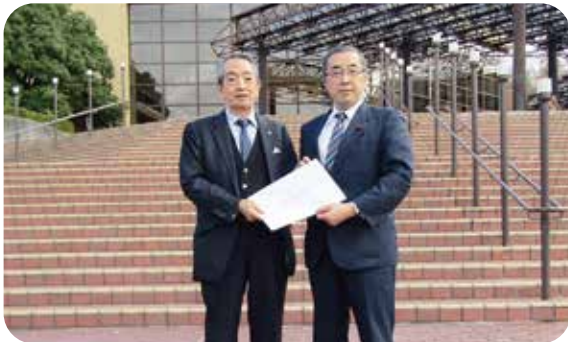
H30. 11. 21 尾張旭市副市長 秋田 誠 氏



H30. 11. 21 尾張旭市議会議長 森 和実 氏



H30. 12. 8 衆議院議員 鈴木 じゅんじ 氏



H30. 10. 13~10. 14 尾張旭市民祭に出展



会の動き

(部会)

青年部会

H30. 11. 9~10 全国青年の集い「岐阜大会」 出席者4名



H30. 8. 4 うちの配布
(本地ヶ原連合自治会日立ターミナルソリューションズ盆踊り大会) ほか

H30. 11. 18 「税金ウルトラクイズ」&「税金大声コンテスト」&「熱気球体験」

尾張旭市立旭丘小学校 出席者・見学者 約200名



H30. 11. 30 大規模法人研修会
ウインクあいち 出席者6名 外一般1名

税法研究部会

H30. 9. 21 税法研究部会例会
瀬戸商工会議所 出席者10名

「私の経験を通じて」 尾張瀬戸税務署
法人課税第一部門統括官 石川ユカリ 氏



H30. 12. 13 税法研究部会例会
陶商会館 出席者15名

「働き方改革」 社会保険労務士 犬飼佳寿子 氏



会の動き

(部会)

女性部会

青木さやかトークショー
「私の生き方」
～かっこ悪くていい。
堂々と正しく生きていきたい～



H30. 10. 26 女性部会創立50周年事業

瀬戸蔵 出席者314名 内一般143名



H30. 11. 21 県女性部会連絡協議会情報交換会

ホテルキャッスルプラザ 出席者4名



H30. 12. 6 署長との座談会

瀬戸商工会議所 出席者18名



H30. 12. 11 手縫いぞうきん寄贈



瀬戸市役所 福祉課 600枚寄贈



尾張旭市役所 福祉課 400枚寄贈



ノベルティ・こども創造館 200枚寄贈

H30. 12. 19 教養研修会「正月飾り」

瀬戸商工会議所 出席者19名



H30. 11. 8 陶商部会企業施設見学会

ヤマハコミュニケーションプラザ 出席者11名

ヤマハ発動機の歴史、製品の数々について見学し、認識を新たにしました。



H30. 11. 4～5 建設業部会創立30周年記念施設見学会

余部鉄橋&竹田城 出席者10名

明治時代に建設された鉄橋、戦国時代に築城された山城を見学しました。





H30. 11. 13 道泉・瀬戸東合同企業施設見学会

飛島コンテナふ頭見学 出席者13名
無人コンテナ輸送車の管理、搬出等の工程を見学。
コンテナの搬入、搬出が自動化され大幅に合理化されていました。



H30. 11. 3 效範西支部企業施設見学会

ミツカンミュージアム見学 出席者12名
企業理念、歴史、製造方法等について勉強しました。



H30. 11. 29 長根・陶原・水南合同企業施設見学会 出席者11名

中部空港税関支署見学 税関の仕事について、広報広聴官から説明を受け、
税関の重要性を再認識しました。



H30. 11. 23 品野・水北・東明合同企業施設見学会 出席者20名

マルスウィスキー工場見学 ウィスキーができるまでの製造工程について説明を受けました。





「税の役割と税務署の仕事」をテーマに

税を考える週間（11月11日～17日）展開

今年度も、尾張瀬戸税務連絡協議会の各団体が参加して多くの行事が開催されました。

晴れの受賞おめでとうございます

平成30年度納税表彰

尾張瀬戸税務署長表彰

多年にわたり、申告納税制度の普及・発展に貢献されました。



加藤 一夫

理事
幡山東支部長
(有)カトウ測量設計

尾張瀬戸税務推進協議会長表彰

多年にわたり、国税及び地方税の適正な申告に貢献されました。



加藤 陽太郎

副会長
ヤマキ電器(株)



若杉 福雄

常任理事
效範西支部長
丸五運送(株)



島倉 淳

理事
品野支部長
(有)竹堂園



山中 直人

理事
瀬戸東支部長
(株)山磯



納 税 表 彰 式

平成30年11月15日（木）瀬戸蔵において納税功労者に賞状が手渡されました。



尾張瀬戸税務署長表彰



尾張瀬戸税務推進協議会長表彰



この作品は、平成30年度「税に関する中学生の作文」で尾張瀬戸税務署長賞に輝いた作文です。

命をつなぐ税金

愛知県瀬戸市立幡山中学校

一年 小林 みなみ

「みなさんの税金のおかげで父さんは生きていけるんだよ。本当にありがたいね。」私の母は、いつも言っていました。

私の父は、特発性拡張型心筋症という、心臓の重い病気でした。心不全で入院を繰り返して、最後は心臓移植しか命を救う方法は、ないと言われました。中学生だった兄と小学生だった私を残して、まだ死ぬわけにはいかないと父は心臓移植をする決心をしました。臓器移植ネットワークに登録し、補助人工心臓をうめこむ手術を受けて入院していました。しかし入院中に、くも膜下出血を発症してしまったのです。

心臓が悪くなつてから色々な検査や治療、手術を受けなくてはいけません。しかし高額な治療費を負担できるのか、そのことを父は一番に心配したそうです。大黒柱である自分が重い病気になってしまったために、私達家族に経済的負担をかけてしまうのではないかと気が気ではなかった様子だったと母は、しみみような面持ちで、話してくれました。

そんな父が前向きに治療に臨めたのは、特定医療費受給者証の申請が出来たからに違いありません。みなさんの税金のおかげで病気とたたかう勇気を父は持てたのです。私の父は残念ながら今年の三月に亡くなりました。私はその時、すごく悲しかったです。もっと一緒に居たかった。もっと長生きしてほしい。

かったと思いました。父にばく大な治療費がかかってしまったのはたしかです。しかしこれまで生きてこられたのは、このようないない給付制度があったからです。難病を抱える家族のために治療に専念できる感謝の社会保険制度です。

私は病気で父のように重い病気とたたかっている人達を大勢みてきました。大人も子供も一生懸命病気を治そうとしていました。その人達やその家族も税金による社会保険制度のおかげで治療に専念できることを私たち家族と同様に感謝していました。

私は、この経験をへて、改めて税金の大切さを実感させられました。この世の中には、税金は取られたり、納めさせられたりするものでイヤだなと感じる人達もいるかもしれませんが。しかしそう感じる人達に対して「感謝」の気持ちを伝え、これによって、医療費制度に助けられている人達がいるという現状をぜひ、知っていただきたいです。そして自分から税金を納めるという気持ちになってもらいたいと思いました。

これからの私にできること。それは、税金の仕組みについてさらに理解を深めることだと思います。そして、私の父のような重い病気を患っている人達やお年寄りの方々などのすべての人達の役に立てるように、その税金についての意識を持って、将来しっかりと税金を納められる大人になりたいと思います。

平成30年度 ◆ 署長表彰 ◆



「命をつなぐ税金」

愛知県瀬戸市立幡山中学校

一年 小林 みなみ



この作品は、平成30年度「税に関する高校生の作文」で
国税庁長官賞に輝いた作文です。

プリン売りの納税者

静岡県立静岡東高等学校

一年 立石 桃子

納税者になるということ。それはどういうことなのか。

この夏、久しぶりに静岡医療福祉センターを訪問した。そこは、幼いころ弟の脳症のリハビリに何度も付き添った場所である。ここではいろんな障がいを持つ人々が訓練をしたり、入院生活を送っている。彼らの多くは健常者と同じように働くことができない為、様々な税金の控除を受け、生活できるような保障されている。弟が入院していた当時私はここで、あるプリン売りに出会った。電動車いすに乗り、自分で作ったプリンを売りにくる障がい者の方である。雨の日でもカッパを着て数百円のプリンを売りにくる姿は、子供心に痛々しく思ったことを記憶している。母は彼らを見つける度、いつもありったけのプリンを買った。「生かしてもらった社会に、少しでも貢献したい。」という彼らの言葉を聞き、感銘したのだと母は言う。税金という社会の手を差し伸べられて生きてきた彼らは、税金のありがたみを深く感じていたのだろう。彼らにとつて、自分の手で稼ぎ税を納めることができたということは、自分は社会に参加したという自覚、社会の一員であるという大きな自信につながっていたのだと思う。そしてそれは、彼らが社会の扉をたたき、自立への確かな一歩となったに違いない。

私たちの納税に対する姿勢はどうであろうか。消費税が上がる

る話をきいて、「たくさん取られる」と思った自分が今は恥ずかしい。「取られる」という思いは、税金が社会でいかに使われ役立っているかを意識していないからだ。今回作文を書くにあたり、税金がどこでどのように使われているのかを調べた。自分のあまりの無知を情けなく思うと同時に、自分の身近な生活にこれほど多くの税金の恩恵を受けていることを知り、税金に対する見方が変わったように思う。国民全員に平等に、そして必要とされる場所や人に、有益に使われるのが税金。私たちはもつと、税金でこの社会をどのように変えていきたいか、自分の考えを持つべきだと思う。あのプリン売りの障がい者の方が、販売を終えて去る時、わずかに動く指でさす看板があった。「ノーマライゼーションの社会へ。」納税者として自負がある彼らには、目指すべき社会の展望がすっかりあったのだろう。納税というのはお金を納めれば終わりではない。そこには、私たち一人一人が社会を支えて参加していくという自覚をもつこと、自分たちが生きていく社会は、自分たちで創造しなければならぬという責任が、存在するのだと思う。

選挙権が十八歳に引き下げられ、成人年齢の引き下げも決まった。私たちが社会に参加する日は遠くない。私が納税者になった時、そのお金の希望をもって、納税することに誇りをもりたい。そして、この社会の未来を創造していきたい。

平成30年度 ◆長官表彰◆



「プリン売りの納税者」

静岡県立静岡東高等学校

一年 立石 桃子

第35回法人会全国大会 (平成31年度税制改正提言大会)

平成30年10月11日(木)第35回「法人会全国大会」鳥取大会が鳥取市の「とりぎん文化会館」にて、全国から1,600名を超える会員が参加し盛大に開催され、当法人会からは伊藤会長の外2名が参加しました。

第1部記念講演は「大山どりの奇跡～35歳、どん底からの挑戦」をテーマに(株)大山どり 代表取締役 島原道範氏。

倒産の危機にあった会社を35歳で任され、日本一のブランド鶏を生産するまでに復活させ、会社を立て直すまでの話を伺い、まじめに取り組まれた姿勢が印象的でした。

続く、第2部の式典では、柳田税制税務委員長から【事業承継税制の改革】を柱とする平成31年度税制改正提言の内容説明、青年部会による租税教育活動の報告等が行われ、全法連副会長が「大会宣言」を読み上げ、次の開催地である三重県連会長の閉会のことばで式典を終了した。

平成31年度税制改正スローガン

- ・ 財政健全化は国家的課題。目標の早期達成に向けて全力を！
- ・ 少子高齢化の急速な進行は不可避。
社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！
- ・ 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！
- ・ 中小企業は雇用の担い手。

事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

なお、法人会では平成31年10月に税率引き上げが予定されます消費税については、事業者の事務負担の大きさ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保の観点から軽減税率制度の導入は問題が大きく、単一税率が望ましい旨を表明しています。

また、軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要があることを提言しています。



平成30年度愛知県法人会「運営研究会」

専務理事 三浦 廣久

平成30年12月3日(月)午後2時30分から、ホテルキャッスルプラザにて、平成30年度愛知県法人会運営研究会が開催され、当会からは服部副会長、ほか2名が出席しました。

「活動研究の発表」は、2年目となる小牧法人会・東三河法人会、1年目である津島法人会・刈谷法人会の4法人会。

最初に小牧法人会から「公益法人としての新たなあゆみ」サブテーマ～知る、つなぐ、貢献する法人会活動～と題して、公益目的事業活動の現状と今後の取組みについて内容紹介。特に、本年度から始めた「税に関する絵はがきコンクール」への女性部会の取組は、最初から管内全小学校を対象としたもので大変印象的でした。

続いて、東三河法人会から「めざします 社会貢献活動を通じた組織の充実」、と題して、組織の充実に向けた取組みの説明があり、本会、支部、部会の相互理解の重要性について

は、当法人会においても興味深く参考とすべき点がありました。

1年目である、津島法人会は「人が集まる交流の輪」、サブテーマ「知って得する法人会」と題して、社会貢献活動のパワーアップと会員拡大についての発表。

続いて、刈谷法人会から「部会(青年部会・女性部会)活動の充実と本会の活性化」と題して、次の法人会を支える青年部会、女性部会の部会員拡大、活動の魅力化への取組みについて発表。

会員の減少、法人会の知名度アップ等直面する諸問題はどの法人会も同様であり、他法人会の活動を参考としながら、当法人会の今後の事業活動に活かしてゆきたいと思います。



法人会全国青年の集い「岐阜大会」に参加して

青年部会 部会長 瀬戸チップ工業(株) 大澤 健一

第32回法人会 全国青年の集い「岐阜大会」が未来を切り開く先駆けとなれ～「天下布武」発信の地岐阜から～のもと11月8日(木)9日(金)に開催され、近いので多くのメンバーが参加するかと思われましたが、少数精鋭の4名で行ってきました。

8日の租税教育活動プレゼンテーションでは、全国各地より選抜された12法人会のすばらしい取り組みが紹介されました。私達も毎年、租税教育事業として、小学生を対象とした「税金ウルトラクイズ」&「税金大声コンテスト」&「熱気球搭乗体験」を行っています。選抜された法人会の活動内容は素晴らしく充実していて、大変効果的な内容であると感じました。私達の租税教育事業にしても、今の現状に満足することなく、更にレベルアップをしていく必要があると感じました。その後の部会長ウェルカムパーティーでは他の法人会青年部会部会長との情報交換をすることが出来、大変有意義な時間を過ごすことができました。

10日の部会長サミットでは青年部会の大きな柱である租税教育活動を更に推進、発展させ、日本の未来を担う子供たちの世代に光を当てる社会保障制度を構築することだと考え、「行動変容で未来を考える～持続可能な社会保障へ～」の講演を聞

いた後、部会長が各テーブルに分かれて、「未来を切り開く先駆けとなれ～財政健全化のための健康経営推進～」について議論しました。

大会式典では、挨拶、祝辞、前日のプレゼンテーションの結果発表、表彰等が行われました。その後の記念講演は紺野美沙子さんでした。紺野さんは岐阜県図書館名誉館長を務められ、その縁で講師になられたようです。「今私たちにできること～未来のために～」との演題で話され、今の自分を見つめ直すことができました。大懇親会では、交流を深めながら、岐阜産の美味しい郷土料理や地酒を堪能しました。アトラクションでは美川憲一さんによる歌謡ショーで「柳ヶ瀬ブルース」等の迫力ある歌を楽しみました。

毎年全国のどこかで開かれる、全国青年の集いで多くの仲間に出会えることはすばらしい経験となり、多くの情報を得ることができます。来年は

大分大会で、ちょっと遠いですが、法人会青年部

でしか味わえないことであり、今から楽しみです。



青少年租税教育事業「税金ウルトラクイズ」&「税金大声コンテスト」&「熱気球体験」

青年部会 地域貢献委員会 委員長 (株)シュンエイ 毛利 俊英

平成30年11月18日(日)、尾張旭市立旭丘小学校にて青少年租税教育事業を開催致しました。

開催校が開校40周年の節目を迎え、校長先生・教頭先生を含めPTAの役員の方々も法人会の青少年租税教育事業に対して関心を持って頂き、準備段階から多大なご支援を頂きました。

その皆様の思いが届いたのか、当日は晴天に恵まれ「税金ウルトラクイズ」&「税金大声コンテスト」も軽快な司会進行のおかげで大変盛り上がり、クイズ形式にすることで参加した子供、そして付添いの大人にも税への知識が伝わりました。

熱気球搭乗体験では風の影響もなく参加者全員の搭乗体験ができ、目を輝かせ興奮して乗る子供たちがとても印象的でした。

このような事業を通じて、子供達が税への関心を持ってもらうことはもちろんの事ですが、地域

や企業、法人会のような団体と連携をとり関わり合う事が教育現場においても必要なのだと実感しました。

今後も青少年租税教育事業が子供達・学校・PTA・地域の方々の橋渡しになる事業となりますようご支援よろしくお願い致します。

開催にあたりまして、小学校の先生・PTA役員・地域の方々・バルーンクラブみなみかざ様・ラジオサンキュー様、そして法人会青年部会員及び事務局の多大なご支援を頂き、無事に開催できたことを感謝いたします。



“有難うございました”

女性部会50周年事業実行委員長 (株)マイティミズタニ 水谷 恭子

50周年事業に於いて女性部会員の皆様・実行委員会の皆様のご協力に感謝致しております。

昨年、実行委員会委員長の大役という私にとっては大変な重責を頂き、何から始め何をしたらいいか解らず事務局・部長に頼りきりで大変助けて頂きました。

今年に入りだんだんと日にちが近づくにあたり、お尻に火がつくように慌てふためいてしまいましたが、皆様からたくさんのご協力頂き10月26日の50周年事業を無事終了することが出来ました。

そして、女性部会員全員の手縫い雑巾の両市への寄付の継続事業が、出席者の皆様にお伝え出来たことを、大変嬉しく思います。

40周年の時と比べ、瀬戸市内にこのような行事を行うことが出来る場所がますます減り、招待させて頂くお客様に満足して頂ける出来栄であったかが、とても心配でした。

しかし、皆様より“青木さやか”さんとパーソナリティーの林ともみさんとの本音

のトークショーが今までにない形で面白かったとの評判を頂くことができ、胸を撫で下ろすことが出来ました。本当に実行委員会の皆様と女性部会員のお蔭様だと思います。

只、一つ懸念しますのは、40周年事業委員会のメンバーと50周年事業委員会のメンバーがほぼ一緒のメンバーであり、世間と同じように高齢化が進んでおります。高齢者が多いので次世代メンバーが入って頂けないのか、次世代のメンバーが入って頂けないので私のような高齢者会員が引退できないのか“鶏が先か卵が先か”の問題になっております。これから次世代メンバーが入って頂けるような解決策を考えていく必要があるのではないかと思います。

折角50年間も続いていて活動してまいりました女性部会ですので、何とか60年70年そして100年と永続的に活動できる楽しい部会であることを祈り簡単ですが私の感謝の気持ちをお伝えさせて頂きました。



青木さやかさんと
パーソナリティーの林ともみさん





「時のト」

ゴルフにひたむき！

加藤金次郎君

瀬戸市立長根小学校2年



IMGA世界ジュニアゴルフ選手権初日



IMGA世界ジュニアゴルフ選手権最終日

2018年IMGA世界ジュニアゴルフ選手権が米国カリフォルニア州サンディエゴで開催され、7-8歳の部 男子で7位に入賞されました。

(2018年7月12日)



2018ゴルフダイジェスト・ジャパンジュニアカップ
6歳～7歳の部 男子で優勝
(コースレコード66ストローク)
(2018年8月20日 東名カントリークラブ 愛鷹・裾野コース)

てんぐの弾蔵さん

— 瀬戸市若宮町 —

私は山口村に住んでおり、名は弾蔵と申し、父の名は猶七、母の名をおたけ、兄弟は九人あり、私は末っ子で別居しており、妻おすきとの間に五人の子がいます。

さて、寛政十一年十二月七日、用事があって海上へ行き、多度権現の鳥居先を通ろうと社の方を見ると、社の片すみに一人の老人がヒョッコリ現われました。不思議に思いながら行き過ぎようとするすと、その老人が、

「お前さん、どこへ行くのか。その方に頼みたいことがあるが。」と言いました。

「私は、海上の松右工門さんに用事があって参ります。」

と言ってその場を立ち去ろうとすると、

「では、しばらく待っていよう。私にはこのごろ 供の者がいない。

三年の間お前が供を

してくれないか。」

と申されるので、



「私には妻や子もあります。それに、もう六十歳にもなりますから、どうぞお許し願います。ともかく、海上の用事をすませようございます。」と言うと、

「では、その間ここで待とう。」

と申されたので、いそいで松右工門さんの家へ行き、用事をすませたあとで、先ほどのことをこと細かく話しました。

松右工門さんは、

「そりゃ、化け物のしわざじゃないか。」と、びっくりされました。

そこで私は、

「じゃあ、お前さんもいっしょに来てみてください。」

と、みんなで先ほどの森の鳥居のそばへ行ってみますと、例の老人は元のところに待っていました。

わたしは前へ進み、手をついてお断わりしましたが、私以外の人には声は聞こえても老人の姿を見ることはできませんでした。

老人から、

「私は、高い山を巡り歩く天狗だ。先ほどから申すとおりぜひお供をしてくれよ。」

と、強く頼まれましたので、何回もお断わりしたのですが私はとうとうお供をすることにしました。

そこで、松右工門さんに

「お供をすることにしたので、このことを妻や子に伝えてください。」と、社の手を洗い、口を清めました。こうする間に、松右工門さんたちには私の姿がみえなくなりました。

さて、私はその時、大木に登るにも、大地を行くように身が軽くなりましたが、高いこ



ずえの細いところでハッと目まいがして、何もかもわからなくなってしまいました。

気がついたとき、

「ここはどこでしょうか。」

とお尋ねしてみたら、

「上州（群馬県）筑波山だ。」

とのことでした。

男体権現、女体権現をおがみ伊勢の浅間山から讃岐の国の象頭山へ飛んで、金比羅大権現をおがみしました。

それからどこの国の高山かわかりませんが、あちらこちらと飛び回りました。

そして、どこか大きな森のあるところに下りました。

「ここはどこの山ですか。」

と天狗さまにおたずねしたら

「善光寺の山だ。」と申されました。

私は急に故郷のことを思い出して、

「帰りたい。」

とお願ひしたら、すぐ聞いてくだされ、膏薬の作り方や、喉に物のささったのを取る方法や、牛や馬の病気をまじなう方法なども教わりました。

はじめて自由の体になって、山を下り、身につけていたぼろぼろの着物を着替えて、そ

の年の十二月七日、ちょうど三年前の同じ日に帰り着きました。

そうして、天狗さまから教わった膏薬を練り、試してみましたら、よく効くこときめん、近くの村はもちろん遠い所からも、われもわれもと、たくさんの方がたずねて来られ、小さな私の家はいっぱいで、行列ができたほどでした。とてもだめだと言われた病気もこの膏薬を塗ると不思議や不思議たちまち治ってしまいました。

弾蔵さんは、その後お金をもうけて、本泉寺の一隅を借り、「奉納諸山」の碑と常夜灯を奉納されました。



弾蔵さんが奉納したという常夜灯と奉納諸山の碑



建設業部会創立30周年記念 施設見学会を終えて

建設業部会 部会長
東海設備工業株

浅野 政 司

11月4日(日)から5日(月)にかけて創立30周年記念施設見学会を行いました。

毎年日帰りの見学会でしたが、創立30周年であり少し遠くに行くことが役員会で決定し、1泊での事業となりました。

出発当日の朝、瀬戸は少し雨交じりでしたが遅刻される方もなく予定時刻午前7時30分に出発し、名神高速道路から北陸自動車道を経由、3回の休憩を取りながら、午後0時40分に兵庫県豊岡市出石(いずし)に到着しました。

この頃には、参加者の心掛けが良かったのか晴れ間が見えました。出石は江戸時代に御国替えがあり、信州の小諸城主が移り住んだ経緯があり、そばが有名とのこと蕎麦の食事をし、最初の見学先である旧余部(あまるべ)鉄橋へは午後3時過ぎに到着。

山陰本線の余部鉄橋は、明治41年に建設された鉄橋で、当時の日本の材料ではなく、アメリカから輸入された鋼材を使って作られたそうです。高さ41.45メートル、長さ309.42メートルの橋は、現在は橋脚と線路の一部が保存されています。

橋脚を見ると、素人目には細い鋼材で作られており、長い間良く持ちこたえたものだと感心しました。昭和61年には突風により列車転落事故が起き、そのため平成22年からは新しい橋梁で運用されています。

エレベーターを利用して高さ41メートルにある、旧線路部分を見学しましたが、今年はカメムシの大発生とのことで、エレベーターの出口付近にはたくさんのカメムシが踏まれて亡くなっています。日本海がすぐそばに見え、冬は風が大変強いとのことでした。

見学を終え、宿泊先である城崎温泉までバスで1時間。城崎温泉では、ゆっくりくつろぎながら情報交換を行いました。

2日目は秋晴れの中、朝9時に旅館を出発し、始めに豊岡市にあるカバン団地を見学しました。豊岡はカバンの生産が日本一だといわれています。

次の見学先は国の史跡として指定されている「竹田城跡」、日本のマチュピチュ「天空の遺跡」と言われています。午前11時前に城のふもとにあるドライブインに到着。マイクロバスを使って城跡の入場券売り場まで900メートルの地点へ移動。ここからは、徒歩となり参加者みんなで舗装された坂道を歩きました。参加者の年齢はまちまちで、最高齢の方は80歳を超えてみえたと思いますが、全員入場券売り場まで行くことができました。

いよいよ、城跡の中の見学、山城のイメージとして描いていた狭い場所に作られているという思い込みは見事に覆され、階段を上り降りするにつれ、その広さに驚かされ、戦国時代に人力だけで築造された、先人の努力、技術力に感心させられました。

竹田城の規模は南北400メートル、東西100メートルと言われており、高低差を考えるとかなりの規模と感じられました。約1時間30分の見学を終え、昼食、午後2時少し前に瀬戸への帰途につき、高速道路を使って、午後7時過ぎに無事到着しました。

長距離のバス研修でしたが、内容の充実したものとなりました。





趣味で始めたドローン

理事

(株)こだま

奥田 桂良

小学生の頃、ラジコンがほしくても高額だったため買えなかった。そんな憧れの商品に再び興味を持ち始めたのが5年前前でした。世間でドローンと言う言葉を聞くようになった頃、とりあえず1機購入しようと思いトイザらスに行き1万円弱のドローンを購入。さっそく自宅前の広場で初フライト。そのままどこかへ消えて行きました。なすすべもなく一瞬の出来事でボー然。

我に返った時、ドローンは正しく理解しないと危ない事に気づき、それ以降は世の中にどんなドローンがあるのか？法律はどうなっているのか？安全に飛ばすためには何が必要なのか？映像や写真の撮り方？映像の編集は？などなど、調べれば奥が深くやる事ばかり。机上だけでは何も分からないため2機目は世界シェア80%の中国DJI社製のドローンを25万円で購入。手元に届き開梱すると、取扱説明書が入っていない。購入先へ問い合わせると、「取説はありません」。そんなバカな。「25万円もするのに取説もないのですか？プロペラすら回せないじゃないですか？」電話でやり取りをしても埒が明かない。結局横浜まで1泊2日の講習を受けに行くことになりました。講習会場には全国から来た30名程の受講生がいましたが、殆どの方は1回も飛ばしたことがなく新品の機体を持参していました。そんな形でスタートを切ったドローンですが、今では製品開発のスピードが速くなり使用目的に応じたドローンも増えてきまし

た。しかし、機体の完成度は低く安全面や操縦者のスキル、法整備が追い付いてなく墜落事故は多発しています。法律上ドローンは航空法の範囲で縛られています。刑法や民法に照らし合わせると、実質全国で自由に飛ばせる所は殆どありません。ドローンの事故が起きるたびに法律が厳しくなり、飛ばす内容によって許可が必要となり3か月ごとに航空局へフライト実績報告書を提出、機体にかける保険料も高く趣味の範囲を超えてきています。趣味からビジネスへと移行し始めてきましたが全面的完成度は30%位だと思分、今は操縦者のスキルに頼る所が大きいと思います。日本でもオリジナルの機体を開発する企業が出てきましたが自動航行でドローンが自由に飛ばすまでにはもう少し時間がかかると思います。



ドローンから撮影

社会環境の変化対応は冷静な判断を

ジャーナリスト 海部 隆太郎

今夏、北にある有名な動物園を訪ねた。ペンギン館で聞いたベテラン飼育員の話がとても興味深く、社会環境がいかに関わりを変えていくのかを知る機会になった。ペンギンの夏は、つがい交代で卵を温めふ化させる子育ての季節。したがって厳密な一夫一妻制という説明だった。そこでメスに好まれるオスペンギンの特徴を聞いてみた。

「自然界では餌を多くとる、たくましいオスにメスは近寄る。だが、何もせずに餌がもらえる動物園では、ひ弱な母性本能をくすぐるようなオスがモテている」とのこと。さらに、そのオスペンギンに何匹ものメスが恋をし、結果としていくつもの有精卵が誕生してしまう。ただし、オスは1匹のメスとつがいになるので、ふ化放棄の卵が複数出てしまうそうだ。

想いを遂げられなかったメスは独身を貫くので、必然的にオスが余る。それがどうなるかといえば、オス同士でつがいになる現象が起きるのだという。飼育員は、そのオスのつがいの寝床に気づかれないように行き場のない卵を置くと、なんと交代で卵を温め始め、無事にペンギンの赤ちゃんが生まれる。

自然界にはない現象が、動物園という人工的な社会で起きる。食べ物に困らない、豊かな社会になり、生き物はその社会に見事に適応する。メスが好むオスの姿が変化し、オス同士のつがいができるなど驚きだが、冷静に考えれば分からないこともない。人間社会も同じ現象があるから。

横並びでは無理な働き方改革

話を日本の社会環境の変化に置き換えてみたい。私が社会人になった時と比較すると利便性は大幅に増した。出先から人が運んでいた原稿は、FAXが登場、今はインターネットメールになった。出先からの連絡は公衆電話から携帯電話へ激変し、時間は大幅に節約できた。ただ、その分だけ余計な仕事が増えたと思えなかった。不思議に思わず、日々続けている仕事の何割かは、10年前にはなかったのではないか。気が付かないうちに余計な仕事を作り出してしまっていないだろうか。

日本の人口構造の変化を今さら指摘するまでもないが、いよいよ本格化する少子高齢社会。その対応策として打ち出されている働き方改革や多様性への取り組みは、まさに社会環境への変化の対応策だ。これまでの変化で無意識に増やした仕事を大胆に捨てなくてはいけない。さらに意識的に多様性を受け入れていく必要がある。

その取り組みは一律ではなく、百社百通りでやらなければ無理が出るだろう。横並びが得意な日本型では、うまくいかないと感じる。だからこそ、そこに冷静な判断が求められる。動物園のペンギン社会よりは複雑な社会だからだ。

【筆者紹介】

海部隆太郎 (かいべ・りゅうたろう)

法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業を経て独立。中小企業を中心に企業が抱える幅広い課題について取材活動を展開する。

平成31年（2019年）10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置

平成30年10月
国 税 庁

平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

I 消費税率等の引上げについて

平成31年（2019年）10月1日（以下「31年施行日」といいます。）から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度[※]が実施されます。

※ 消費税の軽減税率制度については、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

区 分	適用開始日	現 行	平成31年（2019年）10月1日	
			標 準 税 率	軽 減 税 率
消 費 税 率		6.3%	7.8%	6.24%
地 方 消 費 税 率		1.7% <small>（消費税額の17/63）</small>	2.2% <small>（消費税額の22/78）</small>	1.76% <small>（消費税額の22/78）</small>
合 計		8.0%	10.0%	8.0%

II 平成31年（2019年）10月1日前後の消費税率等の適用について

31年施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等並びに31年施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物（以下「課税仕入れ等」といいます。）に係る消費税及び地方消費税については、経過措置が適用されるものを除き、10%（軽減対象資産の譲渡等については、8%）の税率（以下「新税率」といいます。）が適用され、平成26年4月1日から31年施行日の前日（平成31年（2019年）9月30日）までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等に係る消費税及び地方消費税については、旧税率（8%）が適用されることとなります。

したがって、31年施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、31年施行日以後に行われるものは、経過措置が適用されるものを除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について、新税率が適用されることとなります。

III 経過措置の概要

31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率（8%）が適用されることとなります。

主な経過措置の概要は、裏面をご覧ください。

※ 経過措置について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページに掲載している「平成31年（2019年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」をご覧ください。

Q&A



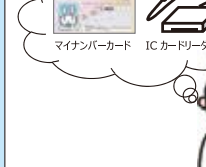

Q 経過措置が適用される取引は、必ず経過措置を適用しなければなりませんか。

A 経過措置の各規定により、旧税率（8%）が適用される31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについては、必ず経過措置を適用することとなります。
例えば、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用を受ける電気料金について、新税率（10%）により仕入税額控除を行うことはできません。

内容	適用関係
<p>① 旅客運賃等</p> <p>31年施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日までの間に領収しているもの</p>	
<p>② 電気料金等</p> <p>継続供給契約に基づき、31年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、31年施行日から平成31年（2019年）10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの</p>	
<p>③ 請負工事等</p> <p>26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日（平成31年（2019年）4月1日）の前日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、31年施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等</p>	
<p>④ 資産の貸付け</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限り。）における、31年施行日以後に行う当該資産の貸付け</p>	
<p>⑤ 指定役務の提供</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供*に係るものをいいます。）に基づき、31年施行日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該役務の内容が一定の要件に該当する役務の提供</p> <p>* 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。</p>	
<p>⑥ 予約販売に係る書籍等</p> <p>31年指定日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価を31年施行日前に領収している場合で、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>	
<p>⑦ 特定新聞</p> <p>不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が31年施行日前であるもののうち、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>	
<p>⑧ 通信販売</p> <p>通信販売の方法により商品販売する事業者が、31年指定日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、31年施行日前に申込みを受け、提示した条件に従って31年施行日以後に行われる商品の販売（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>	
<p>⑨ 有料老人ホーム</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限り。）に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、31年施行日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供</p>	
<p>⑩ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等</p> <p>家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を31年施行日前に領収している場合（同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含まれます。）で、当該対価の領収に係る再商品化等が31年施行日以後に行われるもの</p>	

※ 上記以外にも、「リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置」などの経過措置が設けられています。

平成 31 年 1 月から e-Tax の利用手続きが (2019 年) より**便利**になります

<p>①</p>  <p>今年も税務署に申告書を提出しに行ったけど、混んでたな…来年も税務署に行くのが大変だなあ</p>	<p>②</p> <p>マイナンバーカード方式!</p>  <p>マイナンバーカードと IC カードリーダライタがあれば、自宅のパソコンから e-Tax で申告ができるよ!</p> <p>ええ そうなんだ!</p>
<p>③</p>  <p>でも、マイナンバーカードはまだ取ってないし、IC カードリーダライタも持ってないよ どうしよう…</p>	<p>④</p> <p>ID・パスワード方式!</p>  <p>そういう方も大丈夫! 税務署で ID とパスワードを受け取れば自宅のパソコンやスマホから e-Tax で申告ができるよ!</p> <p>知らなかったよ!</p>

マイナンバーカード方式

用意するものは、次の 2 つ!



- ① マイナンバーカード
- ② IC カードリーダライタ



- ・ マイナンバーカードを利用して e-Tax で申告できます。
- ・ 既に e-Tax の ID (利用者識別番号) を取得している方も e-Tax の ID・パスワード (暗証番号) が不要になります。

マイナンバーカードや IC カードリーダライタをお持ちでない方は・・・

ID・パスワード方式

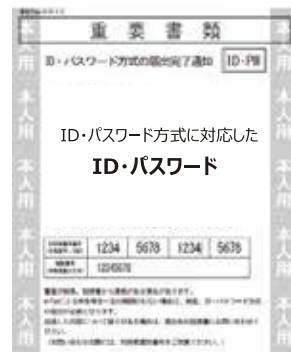
用意するものは、次の 2 つ!

ID・パスワード方式に対応した



- ① ID (利用者識別番号)
- ② パスワード (暗証番号)

- ・ ID とパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。



ID・パスワード方式の利用については、裏面をご覧ください。

- ・ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。
※マイナンバーカード及び IC カードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。

平成 31 年(2019 年) 1 月以降も、引き続き、従来の方式でも e-Tax による申告書の送信ができます

平成 31 年（2019 年）1 月から

いつでもどこでも **スマホ** で申告

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書の作成ができます。



スマホで見やすい専用画面

給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます！

ID・パスワード方式で手続完結

- ID・パスワード方式を利用して **e-Tax で送信すれば申告完了！**
（ICカードリーダーライター不要）
- e-Tax で送信すれば、源泉徴収票などの**添付書類は提出不要！**
（自宅で保管する必要があります）
- **申告書の控えは PDF 形式でスマホに保存！**

印刷も要らなくなるんだね。



※ ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス（有料）を利用して印刷し、税務署に郵送等で提出できます。
※ タブレット端末からもご利用いただけます。

ID・パスワード方式の利用について

- ID・パスワードについては、税務署で職員と対面による本人確認を行う方法以外に、平成 31 年（2019 年）1 月からマイナンバーカードと IC カードリーダーライターを使って、ご自宅等から利用開始届出書を送信することで、利用できるようになります。
- 平成 30 年 1 月以降、確定申告会場等で「ID・パスワード方式の届出完了通知」を受け取られた方は、既に利用開始届出書の提出はお済みですので、お手元の申告書等の控えをご確認ください。
- 平成 31 年（2019 年）1 月以降、e-Tax ホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知（e-Tax での申告履歴）や税務署からのお知らせなどを確認するには、マイナンバーカード等での認証が必要となりますのでご注意ください。
- 暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
（国税庁では「マイナンバーカード方式」を推奨しています。）

愛知県

大 法 人 の 電 子 申 告 の 義 務 化 に つ い て

平成30年度税制改正により、大法人が行う平成32年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度の法人県民税・法人事業税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAx）により提出しなければならないこととされました。その概要については、以下のとおりです。

【概要】

- 1 対象税目： 法人県民税及び法人事業税
- 2 対象法人： 大法人とは、以下の（1）及び（2）に掲げる法人をいいます。
 （1）内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
 （2）相互会社、投資法人及び特定目的会社
- 3 適用開始事業年度： 平成32年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度
- 4 対象申告書等： 確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類
- 5 その他： 電子申告がなされない場合には不申告として取り扱います。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由によりeLTAxを使用することが困難であると認められる場合の措置については、国税における措置等を踏まえ検討します。

法 人 事 業 税 の 税 率 に つ い て

愛知県では、昭和52年から法人事業税について超過課税を実施し、その増収額により防災事業を進め大きな成果をあげてまいりましたが、緊急度の高い事業が依然として残っていることや、一層の防災対策の充実が求められることから、愛知県県税条例の一部改正を行い、**法人事業税の超過課税の適用期限を3年延長**いたしました。（愛知県県税条例の一部を改正する条例（平成30年愛知県条例第8号））

この改正の趣旨をご理解いただき、今後とも法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の申告及び納付にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、一定の要件に該当する中小法人などにつきましては、引き続き、超過課税の対象から除外する負担軽減措置が設けられております。

税 目	延長後の適用期限	超過課税の増収額を活用して実施する事業
法人事業税	平成34年（2022年）1月31日までの間に終了する事業年度	防災事業として行う次の事業 ・災害に備えて緊急に実施を必要とする河川、治山、ため池、砂防施設などの整備 ・地盤沈下地域において、緊急に実施を必要とする河川、排水施設などの整備 ・災害を未然に防止するために緊急に実施を必要とする海岸の整備

税率については、愛知県税務課のホームページをご覧ください。

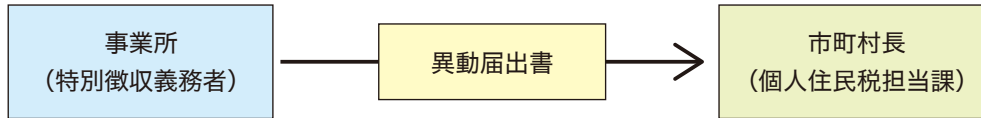
愛知県税務課のホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

問 い 合 わ せ 先	所 在 地
東尾張県税事務所 課税第一課 県民税・事業税第一グループ	〒486-8515 春日井市鳥居松町3丁目65番地 TEL：0568-81-3197 FAX：0568-84-6563

個人住民税の特別徴収事務について

1 従業員に異動（退職、転勤等）があった場合

(1) 退職、長期欠勤、死亡等により、特別徴収を継続することができなくなったとき



※ 事業所は、翌月10日までに「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入し、従業員の特別徴収税額を納入する市町村長に提出してください。この場合、月割額は異動のあった月まで徴収して納入してください。

(2) 転勤、転職により特別徴収を継続して行うとき



※ 転勤元の事業所等は、翌月10日までに転勤先の事業所等に特別徴収税額の月割額を連絡するとともに、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入し、従業員の特別徴収税額を納入する市町村長に提出してください。

2 退職者の一括徴収

事業所は、6月1日から12月31日までに退職する従業員について、本人から申出があった場合、未徴収税額を給与又は退職金等から一括徴収して納入することができます。また、翌年1月1日以降に退職する従業員については、**従業員本人の申出の有無にかかわらず原則として一括徴収することとなります。**ただし、5月31日までに支払われる給与又は退職金等が未徴収税額に満たないときは、この限りではありません。

3 特別徴収に係る納期の特例

事業所は、従業員の人数が常時10人未満であるとき、従業員の特別徴収税額を納入する市町村長の承認を受けることで、特別徴収税額を12月10日（前期分：6月分から11月分まで）と翌年6月10日（後期分：12月分から翌年5月分まで）の年2回の納期で納入することができます。

4 退職所得の分離課税

退職所得に対する個人住民税は、所得税と同様に他の所得と分離して税額を計算し、退職手当等を支払う際に特別徴収して翌月の10日までに納入することとなります。

地方税ポータルシステム（eLTAX）について

地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）は、地方税の手続きを電子的に行うシステムです。地方税の申告や申請、納税を窓口に向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンから、インターネットを通じて簡単に行うことができます。平成29年1月からは、地方自治体に提出する給与支払報告書を一括して、eLTAXで一元的に送信することが可能となりました。

現在、平成31年10月1日から開始される地方税の共通納税に伴い、金融機関の募集が行われています。詳細は、eLTAXホームページ（<http://www.eltax.jp/>）またはヘルプデスク（電話：0570-081459、時間：9時から17時まで（土・日・祝日、年末年始を除く））にてご確認ください。

【問合せ先】 瀬戸市役所税務課 電話：88-2571（直通）
尾張旭市役所税務課 電話：76-8117（直通）

2019年税のこよみ

- 源泉所得税の納付→支給月の翌月10日まで *納期の特例適用者の1～6月分の納付→7月10日まで、同7～12月分の納付→1月20日まで。
 - 法人税・消費税等・法人事業税・法人住民税の確定申告及び納付→決算期終了後2か月以内（申告期限延長特例法人は消費税等を除き3か月以内）
 - 法人税・法人事業税・法人住民税の中間申告及び納付→前年決算期終了後8か月以内
 - 法人税等の中間申告及び納付（年3回の場合）→前年決算期終了後5・8・11か月以内
 - 相続税の申告及び納付→相続開始の日の翌日から10か月以内
- ※期限が休日等に該当する場合は翌日が期限となります。

月	国 税	地 方 税		
		県 税	瀬 戸 市	尾 張 旭 市
1	○源泉徴収票の本人への交付…1月31日まで ○法定調書の提出…1月31日まで ○給与所得者の扶養控除等申告書の提出…今年最初の給与の支払いを受ける日の前日まで		●固定資産税及び都市計画税第3期分の納付…10日まで ○固定資産税の償却資産申告書の提出…1月31日まで ○給与支払報告書の提出…1月31日まで	●固定資産税及び都市計画税第3期分の納付…10日まで ○固定資産税の償却資産申告書の提出…1月31日まで ○給与支払報告書の提出…1月31日まで
2			●個人住民税第4期分の納付…12日まで	●個人住民税第4期分の納付…5日まで
3	●30年分所得税の確定申告及び納付…3月15日まで ○30年分所得税の総収入金額報告書の提出 ○所得税確定分の延納の届出 ○所得税の青色申告の承認申請 ●30年分贈与税の申告及び納付…3月15日まで ●個人事業者の消費税等申告及び納付…4月1日まで	○個人事業税の申告…3月15日まで	●固定資産税及び都市計画税第4期分の納付…11日まで	●固定資産税及び都市計画税第4期分の納付…5日まで
4	●所得税 振替納税…4月22日 ●個人事業者の消費税 振替納税…4月24日		○固定資産課税台帳の縦覧…4月1日から5月10日まで（土日・祝日を除く） ○給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出…異動した日の翌月10日まで	○固定資産課税台帳の縦覧…4月1日から5月7日まで
5	●30年分所得税延納分の納付…5月31日まで	●自動車税の納付…5月31日まで ●鉱区税の納付…5月31日まで	○市長から個人住民税の特別徴収税額の通知…31日まで ●固定資産税及び都市計画税第1期分の納付…10日まで	●固定資産税及び都市計画税第1期分の納付…7日まで
6	○税務署長から31年分所得税の予定納税額の通知…6月中旬に送付される。		●軽自動車税の納付…10日まで	●軽自動車税の納付…5日まで
7	○所得税予定納税額の減額承認申請…7月16日まで ●所得税予定納税額第1期分の納付…7月31日まで		●個人住民税第1期分の納付…10日まで	●個人住民税第1期分の納付…5日まで
8		●個人事業税第1期分の納付…9月2日まで	●固定資産税及び都市計画税第2期分の納付…12日まで	●固定資産税及び都市計画税第2期分の納付…5日まで
9			●個人住民税第2期分の納付…10日まで	●個人住民税第2期分の納付…5日まで
10				
11	○所得税予定納税額の減額承認申請…11月15日まで ●所得税予定納税額第2期分の納付…12月2日まで	●個人事業税第2期分の納付…12月2日まで	●個人住民税第3期分の納付…11日まで	●個人住民税第3期分の納付…5日まで
12	○保険料控除申告書及び配偶者特別控除申告書の提出…今年最後の給与の支払いを受ける日の前日まで ○給与所得者の年末調整…今年最後の給与の支払いをするとき			

●印は納付

新会員の紹介

平成30年7月1日～平成30年12月31日

(支部別五十音順)

支部名	法人名	代表者名	職種
旭西	(NPO)しみんシップnet	船坂 礼子	社会教育
旭西	(株)信和プランニング(華野ギャラリー)	田中 信子	飲食店
效範西	青山塗装	青山 勝哉	塗装
效範東	(株)北山建装	北山 悠太	建設業
品野	(株)ムーンサポート	犬飼佳寿子	サービス業
瑞鳳	(株)岩田装業	岩田 祐輔	建設業
瑞鳳	(有)東輝	孫 衛東	飲食
東明	太光設備(株)	日比野 太郎	給排水衛生設備
長根	開智熱学(株)	小川 伸靖	機械製造卸
幡山東	(株)IKKI	根田 真美	内装業
幡山東	DAITO(株)	井上 滋樹	焼却炉製造・販売
幡山東	二宮事務所(同)	二宮 増実	調査・測量
本地	(株)ハートリフォーレ	益田 貴士	福祉サービス

会員募集

様々な業種の経営者と知り合い、自分とは違う分野で活躍される方との交流は、新たな事業展開のヒントをつかむチャンスです。瀬戸旭法入会では会員を募集しています。会員の方で知り合いの法人で法人会への加入を紹介していただける方、また会報誌をご覧になって興味を持たれた法人の方はお気軽に事務局へご連絡ください。

法人会では次のような事業を行っています。

- ・研修事業＝税法、教養、著名人による経済等の講演
- ・地域社会貢献事業＝手縫い雑巾の市等への寄贈、

新小学一年生へ「れんらく帳」の寄贈、地元コミュニティラジオ局を活用し、「学校大好き」で生徒・児童の魅力を紹介。

- ・福利厚生事業＝団体加入による優遇制度を利用した大型保障保険等の各種保険の提供、大型テーマパークの利用割引券
- ・交流事業＝各部会（青年部、女性部、税法研究、陶商、建設業、調査部）、支部
- ・情報発信・事業支援＝ETC最適化支援サービス、税法改正の要望・提言、会報誌配布、税務参考資料の配布

《公益社団法人瀬戸旭法人会

TEL 0561-84-1161 FAX 0561-84-1325》

組織委員会から一言

組織委員長 加藤 陽太郎

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

本年も会員の皆様と共に活発な会運営に努めてまいりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

海外経済・政治が混沌とする中、日本経済全体は引き続き上向き基調と報道されています。一方で我々中小企業は事業承継問題等、先行き

を見通すことが困難な環境下であり、経営判断のスピードをますます加速させていく必要に迫られています。

本年施行予定の消費税増税および軽減税率導入をはじめ、税を取り巻く環境も刻々と変化する中、企業の存続・発展には正しい税知識と情報がますます重要となります。その情報の質と量を高めるべく、会員増強活動に引き続き協力いただけますよう、よろしく願いいたします。

社会保障・税番号(マイナンバー)制度について

※税務署にご提出いただく、**所得税、消費税及び贈与税申告書**については、マイナンバーの記載が必要です。

詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)のトップページにある「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をクリックして、ご覧ください。

パソコン講座のご案内 (ビジネス向け)

オリジナルテキストを見ながら各自で進めて頂き、その都度わからない事を何度でも質問して頂く“個別指導型の出張パソコン教室”です。

実践的ビジネス講座として、ご自身の学びたい部分を集中習得していただける様、各用途別に1日～2日コースをご用意いたしました。複数のコースの組み合わせも可能です。

最新のOFFICE2016にも対応、ビジネス向けツールも多彩です。新入社員研修・社員教育研修にご活用下さい。ご自分のノートパソコンの持込も可能です。この機会にふるってご参加下さい！

ご希望の方は事務局までFAXにてお申込み願います。

日時：平成31年2月14・21・28日、3月7日(毎週木曜日)

10:00～16:00(昼休憩：1時間)

会場：瀬戸商工会議所 301会議室

受講料：1日コース 6,000円

2日 // 12,000円

*受講料にはオリジナルテキスト代とお食事が含まれます。

*パソコンをレンタルされる方はレンタル料として1日1,000円が必要です。(パソコン持込の場合は不要)

*受講料は、受講日初日に集金いたします。

申込締切 平成31年2月4日

★ご不明な点・ご希望の方は事務局までご連絡下さい。

TEL 0561-84-1161 / FAX 0561-84-1325

尚、お申込後の取消しはお受けできませんのでご了承ください。

◆ 事務局 だより ◆

会員の皆様にお願いがございます。会社の住所・資本金・代表者等の変更がありました時は、速やかに事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。届け出用紙は事務局にありますので、連絡いただければFAXいたします。

登記事項等異動連絡票		
平成 年 月 日		
公益社団法人 瀬戸旭法人会 御中		
会員名		_____
所在地		_____
下記のとおり変更がありましたので連絡いたします。		
異動日 平成 年 月 日		
異動事項	変更前	変更後
所在地	〒 _____	〒 _____
フリガナ	_____	_____
法人名	_____	_____
案 種 目	_____	_____
組織変更	_____	_____
決算期	_____ 月 _____ 日	_____ 月 _____ 日
その他(文部等)	_____	_____

該当事項をご記入のうえ、瀬戸旭法人会事務局まで連絡願います。
 (公社) 瀬戸旭法人会事務局 瀬戸市見付町38-2 瀬戸商工会議所3階
 TEL 0561-84-1161 FAX 0561-84-1325

編集後記

2018年、今年の世相を一文字の漢字で表す今年の漢字が『災』に決まりました。日本各地で揺れた地震、西日本豪雨、台風21・24号の直撃、記録的猛暑など自然災害の威嚇を痛感し、パワハラ、不正入試、決裁文書改ざん問題等々これらの人災などから『災』となったのでしょうか。

2019年がどんな年になるかはわかりませんが、『災いも三年』『災いを転じて福となす』などのことわざもあります。我々法人会の会員が法人会の活動を通し『災』が『福』になるよう、「よし！頑張って行こう！」ぼんやりと思う今日この頃です。(M・A)



H30.12.21 第4回広報委員会

平成31年1月15日
 公益社団法人 瀬戸旭法人会
 広報委員会
 瀬戸市見付町38番地の2
 TEL 0561-84-1161
 FAX 0561-84-1325
<http://www.setoasahi-houjinkai.org/>

謹賀 新年



大同生命は

「経営者大型総合保障制度」を通じて、

引き続き、みなさまに大きな安心を

お届けしてまいります。

本年もよろしくお願ひ申しあげます。



大同生命保険株式会社

名古屋支社/愛知県名古屋市中村区名駅4-23-13(名古屋大同生命ビル8F)
TEL 052-541-3151

瀬戸金融協会

(加盟金融機関)

瀬戸信用金庫

三菱UFJ銀行

十六銀行

名古屋銀行

愛知銀行

大垣共立銀行

あいち尾東
農業協同組合

尾張旭金融協会

(加盟金融機関)

あいち尾東
農業協同組合

十六銀行

瀬戸信用金庫

中京銀行

中日信用金庫

三菱UFJ銀行

東春信用金庫

東濃信用金庫

名古屋銀行

